

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 土地改良事業の施行認可 保安林の指定予定 【告示】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〃 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） ○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定	耕地課 治山課 経営支援課 〃 監理課 建築指導課 〃 選挙管理委員会			

◎岡山県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区支線32号

小規模土地改良（かんがい排水）事業

曾根南樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦西11樋門

〃

錦西27樋門

〃

錦六区縦5樋門

〃

錦六区横10南

〃

都沖2番川樋門

〃

西七区支線23号

〃

北七区支線86号

〃

沖3―3樋門

〃

丘3宗津川樋門

〃

宗津西町6番川

〃

三 認可年月日

令和二年九月二十九日

◎岡山県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

浅口市鴨方町益坂字大林一九七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一九七四の一から一九七四の三まで、一九七六、一九七七、字古末一九七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大林一九七〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年10月16日 岡山県公報 第12236号

〔四六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーストランド

所在地 津山市川崎一四七番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐佑

（変更後） 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社エディオンWEST

住所 大阪府大阪市北区堂島一丁目五番一七号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

（変更後） 名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

令和2年10月16日 岡山県公報 第12236号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

4 変更年月日

令和元年七月二十二日ほか

二 届出年月日

令和二年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十月十六日から令和三年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年10月16日 岡山県公報 第12236号

〔四六五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イー 스트ランド

所在地 津山市川崎一四七番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

（変更後） 名称 株式会社エディオン

住所 東京都千代田区外神田一丁目九番一四号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

4 変更年月日

平成二十二年十月一日

二 届出年月日

令和二年十月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年10月16日から令和3年2月16日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市	測 量 区 域
公共測量、航空レーザ測量（グラウンドデータ作成、グリッドデータ作成、等高線データ作成及び数値地形図データファイル作成）	測 量 の 種 類
令和二年十月七日から令和三年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市畠田字下坪四六一―一、四六二―一、四六三―一、四六四―一、四六五―一、四六五―三、四六五―四、四六六―一、四六六―三、四六六―四、四六七―一、四六七―二、四六八―一、四六八―二、四六九―一、四六九―二、四六一―一地先道、四六九―二地先から字鯉田四七六一―二地先道、字寸ノ元四七〇―一、四七〇―二の一部、四七一―一、四七一―二、四七二、四七三―一、四七三―二、四七三―三の一部、四七四―一、四七〇―二地先から四七三―三地先水、四七四―一地先水、字鯉田四七六一―二、四七六一―四、四七七―三、四七七―四、四八〇―七、字大田四八二―六、四八三―二、四八四―二、四八二―九、四八七―二、四八八―二、四九〇―二、四九二―二、四九三―三、四九三―四、四九四―二、四九五―二、四九六一―二、四九六一―二地先から四八二―六地先水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市東片上二一三一―一

コーワン株式会社

代表取締役 中崎 千幸

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇六号

〔四六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市畠田字下坪四六一―一、四六二―一、四六三―一、四六四―一、四六五―一、四六五―三、四六五―四、四六六―一、四六六―三、四六六―四、四六七―一、四六七―二、四六八―一、四六八―二、四六九―一、四六九―二、四六一―一地先道、四六九―二地先から字鯉田四七六一―二地先道、字寸ノ元四七〇―一、四七〇―二の一部、四七一―一、四七一―二、四七二、四七三―一、四七三―二、四七三―三の一部、四七四―一、四七〇―二地先から四七三―三地先水、四七四―一地先水、字鯉田四七六一―二、四七六一―四、四七七―三、四七七―四、四八〇―七、字大田四八二―六、四八三―二、四八四―二、四八二―九、四八七―二、四八八―二、四九〇―二、四九二―二、四九三―三、四九三―四、四九四―二、四九五―二、四九六一―二、四九六一―二地先から四八二―六地先水

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市東片上二二三―一

コーワン株式会社

代表取締役 中崎 千幸

五 許可番号

岡山県指令建指第二〇六号

◎岡山県選管告示第六十九号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十月八日から適用する。

令和二年十月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	を
サービス付き高齢者向け 住宅ネクストケア	倉敷市亀山六六八一	
短期入所生活介護ネク ストケア	倉敷市亀山六六八一	に改める。
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	

◎岡山県選管告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があつた。

令和二年十月十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

施設 の 名 称	所 在 地	施設 の 管 理 者	面 積	施 設 の 程 度	指 定 年 月 日
真備人權ふれあい館	倉敷市真備町箭田七五三番地六	倉敷市長	会議室 六九 ² m	収容人員 二五人	有
					令和二年十月一日